

# 東京都総合環境アセスメント試行審査会

## (第2回)

平成11年2月5日(金)  
都庁第一本庁舎42階特別会議室A

池山課長 事務局からご報告申し上げます。

本日、ご出席予定の委員の皆様が、9名中8名の方がおそろいになりましたので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、傍聴の申し出がございます。

清水会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますが、そう多くないようでありますので、傍聴人をご案内してください。

(傍聴人入室)

清水会長 それでは、会議を始めたいと思います。第2回東京都総合環境アセスメント試行審査会を開催いたします。

本日は、まず1件につきまして審議を行います。その次に、報告を1件受けることにいたしております。

それでは、初めに審議を行います。

まず、「試行審査会の運営方法等」についてであります。事務局から説明をお願いします。

池山課長 まず「試行審査会の運営方法等」についてでございます。それから、本日の第2回の配付資料につきましては、資料1から資料4、参考資料として1から4をつけてございます。

初めに、「試行審査会の運営方法等について」を説明させていただきます。これにつきましては、お手元にペラ1枚で、「東京都総合環境アセスメント試行審査会運営要領」というものがあるかと思えます。それを参考にして説明させていただきます。

この運営要領によりますと、この中では、すでに10月1日に環境保全局長決定となっております。審査会の職務、会議等がここに定められております。一番下の第8のところ「委任」という項がありまして、「この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める」という形になってございます。

これを根拠といたしまして、すでにその大枠等は定めておりますが、このたび、要領の第8の「委任」に基づきまして、審査会の運営に必要な情報公開とか会議の公開につきまして、「東京都総合環境アセスメント試行審査会の運営に関する細目」という案を、会長が審査会に諮って定めていただくことになっております。

本日審議していただく細目につきましては、あくまでも骨格を定めたものでありまして、本日の審議内容等を踏まえまして、今後また検討を加えて、再度、審査会の場で審議していただく予定でございます。

この件に関しまして、事務局において、先ほど説明した資料を四つつくってございます。それについて説明させていただきます。

まず、資料4から入らせていただきます。これは、試行審査会における情報公開及び会議の公開についての基本的な考え方で、都の現状はまずどうかここに書いてございます。資料4の「試行審査会における情報公開及び会議の公開について基本的考え方」というものが、1～3の形で載っております。時間の関係もございまして、かいつまんでご説明させていただきます。

まず、都においては、情報公開や会議の公開というのは、従来は、ここに書いてございますように、「当該附属機関等が、自らの運営規定で、あらかじめ、審議資料、会議録等を開示しない旨や会議を公開しない旨を定めている場合には、その規定を根拠として、会議録等の非開示や会議の非公開を決定することができた」と。これをたとえて申しますと、附属機関等の特例措置がございました。しかし、昨年12月に、「開かれた都政」ということで、東京都行政改革プランが出されまして、「情報公開の推進」あるいは「附属機関等の会議の公開」が重要な施策に位置づけられまして、積極的な取り組みが行われることになっております。

このため、「情報公開の推進」、これは会議録等の公開でございますけれども、これはことし4月に、現行の「東京都公文書の開示等に関する条例」が全面改正されて、そこでは附属機関等の特例措置は撤廃されまして、請求された会議録等の原則公開が規定され、情報の公表、提供の充実、それがうたわれることになっております。また、会議の公開につきましても、行革プランでは、いまの情報公開と同一歩調の形で見直しを図るような方針になってございます。

2「総合アセス制度の位置づけ」につきましては、ご案内のとおり、都が進める情報公開と都民参加のモデルケースの形になっておりまして、各方面から注目されております。また、先ほども、プランにおきましても、「都民の声の反映」の中で、その実施策の一つに位置づけられております。こういう形で、都における情報公開等の現況やこの制度の位置づけを勘案しますと、情報公開と会議の公開については、情報公開についての非開示や会議の公開につい

での非公開、そういう範囲をできるだけ最小限に限定して、原則公開を打ち出す必要があるのではないかと事務局では考えてございます。それが東京都のいまの現状でございます。

では、どういうふうにいままでの審議会と変わったのかということが、お手元の資料2の「対照表」でございます。左側に、現行の条例に基づく「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要項」がございます。右側が、今回ご説明している試行審査会の運営に関する細目の案でございます。対比しながらご説明させていただきます。

まず、「趣旨」等については変わってございません。現行の条例に基づく「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要項」第3条のところで、「分科会及び項目検討会」とございますが、総合アセスの試行審査会については、ここにおいては、運営要領で、すでに分科会等は定めてございます。細目案の第2「審査会の会議」で、審査会の会議は、「審査会総会」、「都民の意見を聴く会」、これは条例アセスでいうところの公聴会に当たります。及び「実施主体の意見を聴く会」、これは、必要に応じて実施主体の意見を聴く会で、例えば道路であれば、建設局とか、そういうところから実施主体の意見を聴く会を設けております。その会議並びに「分科会」の会議、この四つの会議があるという規定でございます。

下に移りまして、「会議の公開」を第3でうたっております。従来、条例に基づく審議会では、審議会の会議は公開とすると。これは総会の方です。それから、第4条の2で、部会と分科会及び項目検討会の会議は非公開とするということで、「部会、分科会及び項目検討会の会議は、非公開とする」ということが従来の要項で定まっておりました。今回の総合アセスの試行審査会におきましては、第3で「会議の公開」をうたっております、「総会等の会議及び分科会の会議は、公開とする」と。ただし書きで、「ただし、会議を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合又は稀少生物の生育・生息場所など情報を公開することにより環境保全上支障が生じるおそれがある場合には、当該会議は非公開とすることができる」とただし書きを設けてございます。

会議の傍聴等は同じでございます。次に、審議会の運営に関する要項の第6として「会議録」。従来は、「会長は、審議会の会議ごとに、また部会長は当該部会、分科会及び項目検討会の会議ごとに会議録を事務局職員に作成させるものとする」は同じでございますが、次に「会議要録」ということで、第7条で、「部会長は、当該部会の所掌に係る事案について規則第3条第5項の報告を行った後、会長と協議して、当該事案の部会における審議事項、経過及び結果等を記載した会議要録等を事務局職員に作成させるものとする」と。事務

局は、会議要録をつくりまして、その会議要録については、審査会が、当該事案について知事に答申し、または意見を述べた以後は公開とするという形で、要録の公開をうたっております。それから、「審議資料」につきましては、第8条で、「審議会の会議に係る審議資料は公開とする」と。「部会、分科会及び項目検討会の会議に係る審議資料は、非公開とする」ということで、これを規定しますと、審査会の会議は原則公開ということで、部会、分科会及び項目検討会の会議は、会議を非公開、会議要録は非公開という規定でございました。

右側の審査会の細目でございますけれども、「会議録」につきましては、第5の2で、「総会等の会議録及び分科会の会議録は、公開する」ということで、原則公開をうたっております。ただし書きがついておりまして、「ただし、東京都公文書の開示等に関する条例に規定する開示しないことができる公文書の要件に該当する場合は、当該情報の全部又は一部を公開しないことができる」と。

「審議資料」につきましても、第6のところ、「総会等の会議及び分科会の会議に係る審議資料については、第5の2項の規定を準用する」ということで、原則公開をうたっております。

またもとに戻りまして、「会議の公開」のところのただし書きの趣旨につきましては、参考資料2「案文の説明」というものがございまして、会議の公開と会議録の公開の説明をしております。そこでは、第3として、「率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合又は稀少生物の生育・生息場所など」と規定しておりまして、その説明書きとしまして、私どもでは、例えばオオタカ等の稀少動・植物の生育・生息に関する情報を審議する場合とか、公にすることによって率直な意見の交換が損なわれる場合等を考えてございます。

それから、会議録の公開の第5の第2項でございますけれども、これにつきましては、どういう場合があるかというのは、そこに書いてございますように、非公開の場合は個人のプライバシーの保護、オオタカ等の稀少動・植物の生育・生息に関する情報。それから、公にすることにより率直な意見の交換が損なわれる場合、それを考えてございます。

では、形としてどういうものになるかというのが資料3でございます。いままで説明してきたことを図にまとめると、資料3のようになってございます。そこでは、試行審査会における情報公開及び会議の公開の一覧表をつくりました。ここでは、上の方に組織図がございまして、試行審査会はこういう会議の構成になっているということで、「総会」と「都民の意見を聴く会」、「実施主体の意見を聴く会」、「分科会」という位置づけになっております。

では、会議の公開と情報公開はどうかということでまとめたものが下の図で

す。それぞれ会議の公開につきましては原則公開する。情報公開については、会議録は原則開示。審議資料につきましては、総会は原則開示。「都民の意見を聴く会」は、これは公聴会でございますので、審議資料はございません。「実施主体の意見を聴く会」、「分科会」は原則開示と、図でご説明しますと、こういう形になります。

これについてはいろいろご意見もあろうと思いますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

清水会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言をお願いします。

柳委員 資料2の対照表ですが、会議の公開ということで、傍聴される方は都民ですか。それとも、都民に限定していないですか。もう一つは、会議録は、都民だけが請求できるのか、都民以外も請求できるのか。特に名宛人については書いていませんので、基本的にはだれでもできると解釈してよろしいということだろうと思いますが。

池山課長 傍聴については、都民とかそういう条件付きではございません。傍聴を希望する方ということでございます。

それから、会議録の公開の請求人については、いまの改正される予定の条例におきましては、これは広く解釈されておまして、請求者についてはほぼ限定がないと聞いております。

花房委員 「率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合」、「稀少動植物の生育・生息場所など」と。公開するか否かの価値判断はどういったところでなさるのでしょうか。

池山課長 案ではございますけれども、次回にかける案件を、例えばこういう場で、次回のものを公開するかしないか決めていただくような形を考えております。

花房委員 わかりました。

松田委員 ちょっと伺いますが、資料3のところですが、「都民の意見を聴く会」というのは、審議資料は傍線を引いてありますが、これは議事録は取らない。後でどういう公聴会であったか知りたいというときの情報公開はどうか

っていますか。

長谷川部長 これは会議録を公開しますので、それで済むようになっております。審議資料としては何も用意していませんけれども、公述する方が発言した内容は、会議録として残しますので、その請求があった場合は公開します。

清水会長 私、不勉強で申しわけないのですが、一つ教えていただきたいと思っておりますのは、そういう請求があったときに、非公開・非開示にする場合、なぜ断ったのかというクレーム、つまり異議が出されることがあり得ると思えます。そういうときに、それをさばく手続きとか何かは、もともとの情報公開条例自体の中に入っているわけでしょうね。

池山課長 入っております。不服申立の機関が設置される予定になってございます。

柳委員 いまのことに関連してですけれども、請求を認めないときには、認めない理由を書くわけです。書いたものに対して、東京都の条例ですと、不服申立を不服審査法で請求できるということで、東京都の不服審査会の委員会でそれを審議して、それをどうするかを決めることになっていると思えます。

清水会長 そうですか。

ほかにございませんか。

また後でお気づきのことも出てくると思いますが、最初にお話がありましたように、この要領は、きょうここでファイナルにするのではなくて、いろいろあったご意見等を考えて、もう1回次の会合でファイナルにするというご意向ですね、当局としては。

長谷川部長 情報開示に関する改正後の条例、いわゆる情報公開条例は、今議会、第1回定例会に提出する予定になっておりますので、その状況を見て、再度ご報告したいと考えております。ですので、もし情報公開条例が議会を通過した場合には、これに基づいた形をつくっていきます。その辺の状況を見て、次回にもう一度ご提案したいと思えます。

清水会長 それでは、いまお聞きのようなことでございますので、本日の審議はこの程度でとどめさせていただいてよろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。

審議は以上でございます。

次に報告事項に移ります。この報告事項について、事務局からどうぞ。

石橋副参事 事務局から、今後の進め方についてご報告させていただきます。

今後の進め方に入る前に、いまの試行の対象の検討状況についてご説明をさせていただきますと思います。この制度につきましては、おかげさまで、試行のための仕組み、この審査会の設置も含めましてできたという状態でございます。試行のためのスタンバイというか、準備が整ったという状態でございます。たとえば申しますと、お店が新装開店したという状態に現在はございます。いまお客さんを待っているわけでございますけれども、いわゆる試行の対象となります事業については、実施主体が環境配慮書を作成し、それを提出していただく。それから、この審査会の中で審議をしていただくということになりまして、いまそれを待っている状態で、いまお客さん待ちをしている状態になっております。

試行の対象につきましては、前回もご説明申し上げましたように、広域開発計画と個別計画、それぞれ一つぐらいを対象に実施していきたいと考えております。まず、個別計画でございますけれども、いま対象となる事業の種類、例えば道路であるとか、住宅であるとか、いろいろ考えられるわけでございますけれども、そういったものの種類を、今年度中には何とか決定していきたいと考えております。ただ、具体的な場所とか対象のものについては、もう少し先に決まっていくのかなと考えております。

それから、広域開発計画につきましては、秋留台地域の総合整備事業を実施していきたいと考えております。秋留台につきましては、現在、この事業の実施主体であります多摩都市整備本部という組織が東京都の中にございますけれども、ここが平成5年に都市計画局が作りしましたマスタープランをベースにいたしまして、社会経済環境の変化をにらみながら、現在、見直しの作業をしております。当初の予定ですと、もう少し早く見直しが終わる予定でございましたけれども、いま多少時間がかかっている状態でございます。今後、早急に、多摩都市整備本部の方には計画の見直しをしていただいた上で、環境配慮書を作成して、提出していただきたいと私どもはお願いもしておりますし、そういった方向に沿って現在作業を進めているということでございます。

こういった状況からいしまして、審査会の先生方には、もうしばらく環境配慮書のご審議をいただくまで時間をいただきたいと考えております。

それから、今後の進め方でございますけれども、この審査会につきましては、おおむね2ヵ月から3ヵ月に1回ぐらいのペースで開催させていただきたいと考えております。審査の内容といたしましては、環境配慮書が提出されるまで、

多少時間がかかりますので、それまでの間には、できたら、秋留台の現場なりを見ていただくとか、あるいは、前回ご説明しましたけれども、いわゆる環境配慮の技術指針とかガイドラインとか、そういうものの詳細な説明等も審査会の中で行わせていただきたいと考えてございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

清水会長 ただいまの報告でございますけれども、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

雲野委員 新しく試行審査会が、開店準備ができて、開店して、ただいまお客さん待ち中であるというお話でございますが、よくわかるのですが、従来の都条例による環境アセスはもちろんずっと継続されているわけですが、去年の暮れからことし1月にかけて、例えば東京駅の前の丸ビル、丸の内一丁目・二丁目街区の開発、あるいは、汐留の貨物駅跡のプロジェクト、こういうものの環境影響評価書（案）が都の環境保全局にも出されていると思います。環境影響評価書（案）におけるいろいろな方の意見をまとめた見解書という説明会がございましたので、どんな意見が出るのかと様子を見に、もちろん利害関係はないんですけども、出てまいりました。

環境アセスに関する基本的な考え方、せっかくこれから試行審査会を、各都道府県の先頭を切ってやる基本的な問題として、例えばこれは三菱地所がつくられた東京駅前の丸ビルの跡地の開発に関する環境影響評価書の見解書ですけども、こういう市民の方のご意見があります。ご承知とは思いますが、一応そのまま読んでみます。

「環境アセスメントは、いまや形骸化し、通過儀礼となっており、環境に対して何ら貢献していないと思います。環境アセスメントに携わる方は、子孫の未来のため、地球を守るために、まじめに考えていただきたいと思います」と、非常に手厳しい意見が出ております。

これに対する三菱地所、三菱商事の回答は、日本を代表する超一流の企業ですけれども、いわゆる日本的といいますか、「善処する」、「検討する」、「前向きに考える」ということで終始しておりまして、具体的な回答は何もないんです。

実際のやりとりとして、ほかに、電波障害などのやりとりを聞いておりましたが、何か寒々とした感じの回答で、中でも笑ってしまうのは、「まだビルができるまで4年も5年も先ですから、そのころにはもっと技術が進歩しているでしょう」というような返事を平気でされているんです。超一流の偉い方が。

せっかく試行審査会の準備ができて、これからお客様待ちだということですが、いままでのように、一般市民から、何もしていないじゃないかと言われることのないように、ぜひスタートから肝に銘じてやっていかなければいけないのではないかと思います。

運営要領の第3のところ、局長の諮問に応じて環境配慮書の調査・審議をこの場でいろいろ行って答申をする、意見を聞くということですが、結局、答申しても、局長さんのさじかげん一つで、それを採用しなくてもいいわけですから、何かこの辺、環境アセスとしてやはり真剣に考えているんだというような具体的な審査会であってほしい。これは私の希望でございます。

以上です。

長谷川部長　いま、なかなか手厳しいご意見をいただきました。二つありまして、いまの条例の事業アセスメントにつきましてはいろいろな意見があると思いますけれども、私どもとしては、条例で事業アセスをやっているの、事業計画そのものが、ある意味では環境に配慮した形で出てきているケースが非常に多いのと、この前、ロッテなども、新聞に載っていましたが、極端に影響が多いものについては事業内容そのものを変更するケースもありますので、いまの事業アセスメントも、それなりの環境汚染の未然防止という形では一定の成果を上げておりますし、実は、昨年12月、条例改正を行いまして、いまの制度の前段階として、いわゆる調査計画書、こういう形で調査・計画しますという形で広く住民の意見を聴けるようにも改善しております。そういうわけで、条例アセスもこれから一層充実に努めていきたいと思っております。

それから、先ほどご質問があった後段の総合環境アセスメントについて、従来の条例アセスもそうですが、審議会から答申ができたものを勘案して知事が審査意見をつくるわけですが、従前の条例の例を見ますと、原則として、審議会から出てきた答申はそのまま使って知事の審査意見書になっていますし、今回の総合アセスメントの場合も、基本的にそれを変えるという話は、特段の話がない限りはまずないと。審査会の答申を尊重して審査意見書をつくるような形にはなると思いますし、そのような運営をしていきたいと思っております。

それから、これについて腰を据えてやらなければいけないというお話がありまして、私どももそのとおりだと思っております。今回、計画段階でやるという形で、複数の案をつくってもらい、それを比較する形になりまして、いわゆる事業が固まる前の段階ですので

、それなりに事業計画に、審査会の答申結果に基づいて局長が審査意見書をつくった場合、基本計画をつくる段階で反映されますので、非常な成果が上がるし、そのように運営していかなければいけない。いま先生がおっしゃったよう

な形で、私どもはこの試行審査会を運営していくように努めていきたいと思えますので、今後ともよろしくお願いいたします。

花房委員 都民公募で出ましたので、「都民の意見を聴く会」が開催されて、それはこの審議会のメンバーが主体になって開催するというのをこの間お聞きしましたがけれども、私どもの立場としては、都民公募で出てきておりますので、都民の方たちと対面するときに、委員として対面するのか、はたまた都民の方の立場に立ってその場所で対面するのか、そこら辺が悩みになってしまったのですけれども、そこら辺のことは、どう考えたらよろしいでしょうか。

池山課長 それは委員の立場で……。

花房委員 私どもは専門的な知識を持ってここに臨んでいるわけではないので、都民の感覚としてここに来ております。そういった意味で、委員ということと、都民であるということが、その場面でうまく相互作用ができればいいんですけれども、対立した場合というか、そういったときに、私も委員にはなっておりますが個人でありますし、意見をおっしゃる都民の方も個人で意見を言われると思いますので、そういったところがなかなか、どう判断していったらいいかわからないなと思っております。

長谷川部長 「都民の意見を聴く会」というのは、いまの条例アセスの公聴会に相当するものです。公聴会の仕組みは、意見を述べたいという方が意見の要旨を出して、人数が多い場合は一定の人数の方に、いわゆる公述を基本的には、自分で考えてきた意見をしゃべってもらう形が中心になって、直接、委員の先生とやりとり、議論するという形ではなくて、意見を述べてもらって、いま池山が言いましたように、委員の先生方は、委員としての立場で、意見を述べていただいたものについて、基本的には聞いていただいて、疑問とか、その辺を含めて確認するような形になって、いわゆる討論をする場ではないとご理解いただきたいと思います。

花房委員 よくわからないものですから、そういった場面になって初めてわかることがあるかなと思います。

清水会長 必ずしもお気持ちを正確につかんでいるかどうかかわからないけれども、花房委員は、都民ではあるけれども、この審査会の委員になった立場でいまの「聴く会」に臨んで聴かれるわけで、その開いている会議は、審査会と

いう公の会議です。あなたの立場は、その公側、委員というのは公の職ですから、そちらの立場に立っているということではありましょね。いま部長さんが言っていることもそういうことです。ただ、生身の人間が、しかも都民が意見を言うということになるから、悩ましい面があるかもしれないけど、そこはやはり、制度論としては分けて考えていただくしかないのではないかと思います。

田中委員 今後の進め方にもかかわってくると思うのですけれども、このパンフレットについてのご説明は……。

石橋副参事 一番最後にいたします。

田中委員 多分あると思うんですけれども、配布先として、どういうところにこういうものを配布していこうとしているのか、その辺のところがおわかりでしたら……。

事務局（井上） 配布先でございますが、都の関係部局、他の都道府県、あと、都民の方とか希望者がありましたら、部数に限りがありますが、できるだけ差し上げたいと思っております。

永井委員 まだ熟知していなくて申しわけないのですけれども、これを審議するに当たって、この制度の特徴というのは、計画が固まらない前に、早い段階で総合的にアセスメントをしてみようという趣旨ですね。そうすると、その計画が持ち上がったものを、我々はお客さんを待っているという話でしたけれども、どういう形でキャッチするのか、その仕組みについて説明していただければありがたいのですが。ただ待っているだけでよろしいんですか。

石橋副参事 先ほどちょっとご説明させていただいたのですけれども、当面、平成10年度から2年間は試行しようとなっておりまして、2年間試行した後、平成12年度後半から本格実施に入っていこうとなっておりまして、試行の対象としては、都の策定する計画を試行の対象にしましょうということで、基本的には、広域開発計画、いわゆる大規模な開発計画ですけれども、そういった大規模な面的な開発計画と、先ほど申し上げました、道路とか住宅とか、そういった個別的な計画、そういうものについて、1カ所ずつぐらい試行してみて、その結果を本格制度の中にフィードバックしていこうと考えておりまして、当面、試行については2カ所ぐらいを、それぞれ、こういう開発計画と個別計画

1カ所ずつぐらいを実施していきたいと考えております。

先ほど申し上げましたのは、個別計画については、今年度中ぐらいに、どういう事業の種類のをやるかを決めていきたいと。それから、広域開発計画については、一応、秋留台をやることになっておりますが、平成5年につくりました計画でございまして、バブルの名残がある計画でございましたので、社会経済環境の変化がございましたので、その辺を踏まえて見直しをした上で環境配慮書をつくっていただいて試行に入っていきたいと考えております。

長谷川部長 補足しますと、本格実施になった場合は、こういう計画が要件になるから、こういう計画をつくる時は事前に提出しなさいとか、こんな提案になっていくと思います。本格実施をどうやるかは、2年間の試行の間に考えていきたいと思っております。

永井委員 どのくらいの時点でキャッチして我々が審議できるのかが一つのポイントだと思います。

清水会長 いまの部長さんのお話のように、要するに、制度を正式に発足させることは、その書き方の問題もあるかもしれません。要するに、義務づけが発生するわけでしょうね、ある対象に対して。とりあえずは、東京都が行う事業を対象の範囲にするということでしょう。そうすると、どういうものがその対象になるのかと。やはり、義務ということは、制度である以上、どこかで表現されるんでしょうね。ただ、難しいのは、漠としたうちからやろうというのがアセスメントの本質なので、義務づけられた方も、まだ頭の中で考えているだけで、まだ持っていく段階じゃないとかいうことがいろいろ出てくると思います。そして、一番最後のものは、事業計画になった段階でいまのアセスメントの手続きに当然乗るわけですがけれども、その前の段階をどうつかむかといういまの永井委員のご質問に対しては、制度化するときの書き方、あるいはガイドラインでの基準をいろいろブレイクダウンしてお書きになるから、そういうところでうまく補足できるようにお書きになるという意味でしょうね。

長谷川部長 はい。会長がおっしゃられるような形で、制度化するときは、どういう基本計画を策定するときという話になると思いますけれども、初めての制度なので、試行をやる中で、いま会長が言われたような規定の仕方を考えていきたいと思っております。

松田委員 話を蒸し返すようになってしまうのですけれども、さっき花房委

員がおっしゃったことに関連して、多分、さっきのようなお話があったのは、公聴会というものがどういう性格のものがよくわからないところから出ているのではないかと思います。

私もよくわからないんですけれども、要するに、公聴会とはどういうものかということで、例えば公聴会を開きますという広報はどのような手続きをとるか。それから、大勢だと、当然、会場に入りきれませんから、何か選考するということになる、その物差し。それから、当日あるいは事前に、そういう公聴会に出席する都民にはどの程度の資料が配布されているのかいないのか。そういった公聴会についての基本的な資料をいただけたら、公聴会というものがなおよくわかるのではないかと思います。

清水会長 現在でも公聴会はいろいろやっているわけですから、そのルールが何かあるわけですね。

深山課長 現在の公聴会は、内容的には、先ほどおっしゃったように、お話を直接、私たち事務局が聴く形になっております。

それから、公述人の人数は、いままでですと、24～25名前後の形で行っておりまして、1日で終わる程度、長くても8時間程度で終わる程度と。言ってみれば内規みたいなものがございまして、それでやっております。

広報自体は、いわゆる都で言います公の広報でもお知らせしますけれども、それと同時に、区のお知らせ、市のお知らせという形で、広報紙を通じてお知らせして、直接お話ししたい人を募集する形になっております。

松田委員 大勢の場合はどうしますか。

深山課長 その場合は抽選の形で行っております。

それから、考えていただく上での参考資料ということで、環境影響評価書案とか、皆さんにご審議していただくのと同じような形の資料を事前にお送りする形になっております。

清水会長 ほかにいかがでしょうか。

そういうふうな実施手順の段階に入ってくると、いろいろと細かい問題、しかも事柄が新しいことをやろうという面もありますのでね。いまの公聴会でも、私もいま聞いていて思ったんだけど、従来からいろいろな制度のあれで、公聴会、あるいはそれに似たようなものがありますが、それはその制度に即してつくられているような場合も結構ありますので、多少、制度の性格によって、公

聴会の運営の仕方というか、基準というか、範囲がいろいろ特徴が違っている面があり得ると思います。今度の場合には、こういう性質の新しいものにおける、しかも、「公聴会」とはおっしゃっていないで「都民の意見を聴く会」と、それは日本語は同じですから……。

池山課長 「公聴会」では表現がかたいということで「都民の意見を聴く会」と。

清水会長 基本的には討論の場ではないことは、一種の行政法の広い世界で考えても、あると思います。討論をするような場合は、また別にそういうものをつくらざるを得ないのではないかとということもあります。

それから、人数を一定にしなければいけないというのは、これは物理的な会場の広さとか、ある程度の部屋ですから、当然のことで、そうなれば抽選ということとか、それは、どういう種類の性格の公聴会であれ、おおむねそれはあると思います。同じような基本的な線は。いまのお話を聞いていて、そのように感じました。

柳委員 いまの関連ですけれども、各種そういった試行審査会が抱える、総会から始まって分科会までの各種委員会の具体的な手続きフローと申しますが、それがまだすべてが決まっているわけではないということですよ。それが明らかに見えないと、従来の公聴会と「都民の意見を聴く会」は同じですよと言ってみても、よくわからないという意見も出てくるかもしれませんので、どういう手順で、人数が多いときはこうやりますよというような実施手順がわかるようなものをまた別途つくられるということですよ。

長谷川部長 一応、従前の事業アセスの形を使いたいと思っていますけれども、この制度は新しいので、具体的な環境配慮書が出てくるような段階で、その配慮書の内容等を踏まえながら、どういうやり方でやっているのか、その辺を整理してまたお諮りするような格好になると思います。

清水会長 大・先生、何かございませんか。

大・副会長 いまの公聴会とか、意見を発表され、それを伺うというのは、この制度をつくっていきこうという途中段階でも、区部と多摩地区で2回やって、どうするかということ伺いましたし、いま事務局がおっしゃられたように、具体的にやっていきこうという中では、どうやっていったらいいかいろいろある

と思います。ただ、いままでやってきた中で、例えば事業アセスでこんなことをやりましたというのを、具体的な例として説明していただくと、よりわかりやすくなるのではないかと思いますので、それを一つ適当な例をとらえて説明をお願いしておいた方がよろしいのではないのでしょうか。

長谷川部長 それでは、次回、細目を決めるとき、従前の例という形で、事業アセスはこのように行われていますというものを資料として用意して、ご説明するようにしたいと思います。

柳委員 都の策定計画ということで、秋留台開発計画は、平成5年に一応のものは総合開発計画としてあると。それを見直しして、それからそれを試行の方に上げていくと。いまその手順でまだ中間段階なので、いろいろとまた資料的に準備できないところもあるということですが、あきる野市とかは、今年度が都市計画マスタープランを策定する時期に当たっているということですよ。それとか、平成6年からの緑の基本計画のようなものも策定して、そういう市レベルの計画と都の計画とのすり合わせがこれから動くのだらうと思うんですけども、そこら辺が私も勉強不足なのでよくわからないので、事前に何かそういう資料をいただいて、秋留台開発計画といいますか、総合開発計画を、もう少し事前に熟知しておきたいと前から思っていたんですけども、そういう資料を事前に見せていただけるか、それとも、勉強会のように一度現地に行くとか、そういうようなところで説明していただくことも計画されているようなので、できるだけ早い段階である程度全体がわかると、なるほどこういうものを我々は検討していくんだという対象が明確になるのではないかと思います。

石橋副参事 現地に行くのは、もう少し先になるかもわかりませんが、秋留台の計画の経過とか、いま検討している計画の中身、基本的にはマスタープランがベースになってしまうかもわかりませんが。それから、いまもおっしゃいましたように、市の計画との整合性とか、その辺の話も含めて、次回させていただきたいと考えております。

清水会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、いまのことについてはこの程度にさせていただきたいと思えます。さらに、事務局から何かつけ加えてお話しされることがありましたらどうぞ。

事務局（井上） 総合環境アセスメント制度の規程集ができましたのでご報告申し上げます。

お手元の緑の冊子でございます。これがその規程集でございます。表紙に「東京都総合環境アセスメント制度～試行に向けて～」とある冊子でございます。この規程集は、総合環境アセスメント制度の試行に向けまして、できるだけ多くの皆様方にこの程度を理解していただくために作成したものでございます。実施要領や技術指針など、試行のための手続き規定などをまとめたものでございます。

その内容につきましては、一つは、制度の概要についての説明がされております。二つ目は、試行実施のための手続き規定の関係となっております。試行指針とか実施要領、審査会の運営要領、技術指針とガイドラインとなっております。最後が、制度化の経緯などの参考資料となっております。

先ほども申しましたように、この規程集につきましては、都の関係部局とか他の道府県、国の関係とかにお送りするとともに、希望者の方々にも差し上げたいと思っております。

それから、今後、この制度についての説明会とか勉強会の資料としても、この規程集を利用していきたいと考えております。

以上でございます。

清水会長 きょう予定しました議事は一通り終わったと思いますが、最後のことについて、何かご質問等がありましたらどうぞ。あわせて、皆様方から何かおっしゃりたいことがありましたら、どうぞご遠慮なくおっしゃってください。

事務局からほかに何かございますか。本日はこの程度でよろしいでしょうか。

池山課長 はい。

清水会長 それでは、ご協力どうもありがとうございました。予定の時間にちょうどおさまったように思いますが、きょうの会議はこの辺で終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。